

第12回特別弔慰金の請求に係る提出書類一覧

- ★ 請求者本人以外が提出の場合、**委任状、委任者（請求者）・受任者（代理人）双方の本人確認書類**が必要。
- ★ 必要に応じて同順位者に対する教示について説明。「第十二回特別弔慰金書受付票（請求者控）」を配布。

◎…必須、○…必要に応じ添付

提出書類	請求区分	妻		子			兄弟姉妹						三親等内親族		
							生計関係有かつ氏を継承（第6順位）			生計関係無または改氏（第10順位）					
		従前受給者	未受給者	従前受給者	従前受給者と同順位者	未受給者（転給含む）	従前受給者	従前受給者と同順位者	未受給者（転給含む）	従前受給者	従前受給者と同順位者	未受給者（転給含む）	従前受給者	従前受給者と同順位者	未受給者（転給含む）
1 請求書	表面の承諾項目(特に請求者の氏名、連絡先が教示される)説明と日付け署名	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
2 現況申立書	前回受給者で、市区町村で写しがある場合は写しを添付可(日付け署名必要)	◎注7.8	◎注8	◎注7.8	◎注8	◎注8	◎注8	◎注8	◎注8	◎注8	◎注8	◎注8	◎注8	◎注8	
3 令和7.4.1の請求者の戸籍抄本(又は謄本)	(8と併用可)	◎注6	◎注6	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
4 戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍	主に 戦没者 の除籍謄本(8と併用可)		◎		◎			◎		◎		◎		◎	
5 戦没者等の死亡当時における戦没者等と弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍	主に戦没者の除籍謄本					○(弔慰金未請求の場合)		○(弔慰金未請求の場合)			○(弔慰金未請求の場合)			○(弔慰金未請求の場合)	
6 先順位者がいないことを証する戸籍	妻					○		○			○			○	
	子							○			○			○	
	父母							○			○			○	
	祖父母							○			○			○	
	兄弟姉妹					○(兄弟姉妹が弔慰金受給者の場合)		○(先順位者全員の戸籍)		○(先順位者全員の戸籍)		○(先順位者全員の戸籍)		○(先順位者全員の戸籍)	
7 年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍			◎			○(初度請求の場合必要)		○(初度請求の場合必要)			○(初度請求の場合必要)			○(初度請求の場合必要)	
8 戦没者等の死亡時から令和7.3.31の間の請求者の戸籍(継続的な)	(3、4と併用して)令和7.3.31までの請求者の戸籍謄本	◎(謄本)(前回請求の特弔基準日から令和7.3.31まで)	◎(謄本)(戦没者死亡時から令和7.3.31まで)					◎(謄本)							
9 特別弔慰金失権事由非該当申立書(配偶者用・相続人請求の場合は相続人用)		◎	◎												
10 生計関係申立書とそれを証明する資料(請求者が戦没者等と生計有で、同一戸籍にないとき)							○	○				○	○		
11 葬祭を行ったことを証明する資料												○(第11順位の請求の場合)	○(第11順位の請求の場合)		
12 もとの身分、死因を証する資料(過去に弔慰金又は年金給付の裁定を受けていないとき)			○(弔慰金未請求の場合)			○(弔慰金未請求の場合)		○(弔慰金未請求の場合)			○(弔慰金未請求の場合)			○(弔慰金未請求の場合)	
13 登記事項証明書(原本)(成年後見人等が請求するとき)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14 相続人であることを証する戸籍(相続人が請求するとき)*		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15 公務扶助料の受給者がいたことを証する資料(申立書)(判任文官の遺族のみ)			○					○			○			○	
16 本人確認書類		◎ 市区町村において本人確認し、請求者本人が自署(または押印)したことが確認できる場合は請求書下余白の市区町村受付印の下に「市区町村において本人確認済み」と記載する。 ◎ 官公庁発行の顔写真付き書類の場合は1点、官庁発行の顔写真付きでない書類の場合は2点。(請求者の戸籍も1点とみなします) ◎ 任意代理人が請求書を提出する場合は、委任状と共に請求者の本人確認書類の写しと任意代理人(受任者)の本人確認書類が必要です。 ★ マイナンバーカードの個人番号、公的医療保険の記号、被保険者番号等、年金証書の記号番号等について、マスキングを施したものの写しを別途送ってください。													

相続人 [提出書類欄の「請求者」を「被相続人(権利者)」と読み替えて、被相続人ごとの上記書類を整備]

注1) 従前受給者と同順位者が請求の場合、戦没者の除籍謄本を提出してください。

注2) 複数の証明事項を一つの戸籍書類で証明している場合は、複数の戸籍書類を提出する必要はありません。

注3) 請求者(同一人物)が過去に特別弔慰金を受給している場合・・・提出書類4～8の戸籍は原則不要

注4) 請求者が転給遺族で、請求者より先順位の遺族が従前の特別弔慰金の受給者の場合・・・提出書類5、7の戸籍は原則不要

注5) 兄弟姉妹が弔慰金受給者の場合、生計の有無、改氏関係なく全員同順位になります。(弔慰金の権利取得日(S27.4.1)において遺族以外の者の養子になった者は除く)

注6) 妻が請求者の場合は、前回請求の基準日から第12回特別弔慰金基準日(令和7年4月1日)までの継続した戸籍を提出してください。

注7) 請求者が前回受給者の場合は、市区町村保管の回りの現況等申立書の写しを代用できます。この場合は現況申立書の右上余白に、請求年月日と申立人の署名を記載してください。

注8) 現況申立書に父母、祖父母、同順位者の死亡及び相続人の記載は原則必要ありません。

* 「14 相続人であることを証する戸籍」

- ・権利者が基準日以後に死亡していることが確認できる戸籍(権利者の除籍)又は法定相続一覧図
- ・請求者の請求時の戸籍等
- ・権利者と請求者の続柄が分かる戸籍又は法定相続一覧図
- ・請求者よりも民法上先順位の相続人がいないことが確認できる戸籍(権利者の兄弟姉妹または甥姪が相続人請求する場合には、子(及び代襲相続人)がいないことを証する戸籍)又は法定相続一覧図